

26水推第649号  
平成26年10月9日

都道府県知事 宛

水産庁長官

### ウナギの持続的利用のための資源管理の推進について

ニホンウナギは、その稚魚の採捕量が長期的にみて低水準にあり、本年6月には、国際自然保護連合（IUCN）のレッドリストに絶滅危惧IB類（近い将来、野生での絶滅の危険性が高いもの）として掲載されるなど、資源管理の必要性が高まっている。

このような状況の下、本年9月に開催された日本、中国、韓国及びチャイニーズ・タイペイによるウナギの国際的資源保護・管理に係る非公式協議（以下「国際協議」という。）において、

- （1）ニホンウナギの池入れ量を直近の数量から20%削減し、異種ウナギについては近年（直近3カ年）の水準より増やさないための全ての可能な措置をとる
- （2）保存管理措置の効果的な実施を確保するため、各1つの養鰻管理団体を設立する。それぞれの養鰻管理団体が集まり、国際的な養鰻管理組織を設立する
- （3）法的拘束力のある枠組みの設立の可能性について検討することについて意見の一致をみた。

このため、国内においては、上記の我が国の池入れ数量を各府県の養鰻資源管理協議会を通じて個々の養殖業者に配分し、養殖業者がその範囲内での池入れを行うことにより、池入れ数量の制限を行う方向で検討している。

また、ウナギ養殖業者における池入れ数量の制限が始まることを踏まえ、シラスウナギ採捕、ウナギ漁業についても、資源管理の対策を一層進めていく必要がある。

以上を踏まえ、各都道府県におかれては、都道府県内の関係者による資源管理対策に係る話し合いと検討を加速し、ウナギの資源管理の取組が着実に進捗するよう、下記の事項について、関係者に対する指導・助言をいただきたい。

なお、この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言である。

## 記

### 1 都道府県漁業調整規則に基づくウナギ種苗の採捕許可（以下単に「採捕許可」という。）及びその運用に当たっての留意点

本年9月の国際協議において、ニホンウナギの池入れ数量の上限について定められたことを受け、国内においては、我が国の池入れ数量を各府県の養鰻資源管理協議会を通じて個々のウナギ養殖業者に配分し、養殖業者がその範囲内での池入れを行うことにより、池入れ数量の制限を行う方向で検討が行われている。

また、ニホンウナギの資源管理においては、漁業法（昭和24年法律第267号）及び水産資源保護法（昭和26年法律第313号）の枠組みの中で許可された種苗採捕の実態を把握することが重要であり、行政機関の責務であるが、依然不透明な部分があり、実態把握が必ずしも十分ではない。

これらの状況を踏まえ、平成26年度の採捕許可及びその運用に当たっては、別紙1の事項について、特に留意するようお願いする。

### 2 産卵に向かうウナギの漁獲抑制について

産卵に向かうウナギの保護については、地域ごとの話し合いを進めていただいた結果、海区漁業調整委員会指示や内水面漁場管理委員会指示による期間を定めた採捕規制のほか、漁獲の自粛や漁業者及び養鰻業者等の関係者による買取り放流等の取組が多く、多くの県で実施されることとなった。このような取組が全国的なものとなるよう、都道府県内における関係者間による話し合いを更に促進するようお願いする。

なお、第五種共同漁業権の免許を受けた漁業権者が増殖義務を果たすために行う放流に当たっては、別紙2の事項について、特に留意するよう、併せてお願いする。

(別紙 1)

## 1 採捕期間について

都道府県漁業調整規則に基づくウナギ種苗の採捕許可（以下単に「採捕許可」という。）の期間は、原則平成26年12月1日から平成27年4月30日までの間の範囲で設定することとし、養殖用種苗の需要見込み量を勘案する一方で、近年のウナギ種苗の不漁を踏まえ、ウナギ資源の保護に必要な河川遡上量の確保の観点から再点検し、期間設定されたい。ただし、土用丑の日の前後の需要期における養殖ウナギの安定供給のため早期にウナギ種苗が必要となる場合には、採捕開始時期を12月1日より前に設定することは差し支えないものの、前倒しする期間以上の採捕許可終了時期の繰り上げを行うとともに、漁業調整上の問題を惹起しないよう、隣接する漁場を有する等の関係都道府県と事前に十分調整願いたい。

## 2 採捕数量及び採捕の停止措置について

(1) 採捕許可を都道府県内養殖用種苗の供給を目的として行う場合

① 個々の採捕者の上限数量を設定せず、都道府県全体での採捕数量の上限のみを設定する場合には、

ア 都道府県全体の採捕数量の上限が都道府県の養鰻資源管理協議会へ配分されるニホンウナギの池入れ数量の上限を超えないようにするとともに、

イ 都道府県内全てのウナギ養殖業者のニホンウナギの池入れ数量がそれぞれの上限に達した場合において、ウナギ稚魚の採捕を停止できるよう措置を講じられたい。

② 個々の採捕者の上限数量を設定する場合には、

ア ウナギ養殖業者に自己の池入れのための採捕の許可をする場合には、当該養殖業者の採捕数量の上限が当該養殖業者に配分されるニホンウナギの池入れ数量の上限を上回ることがないようにする。

イ ア以外の場合には、個々の採捕者の上限数量の合計と都道府県の養鰻資源管理協議会へ配分される池入れ数量との間に著しい不均衡が生じないようにするとともに、都道府県内全てのウナギ養殖業者のニホンウナギの池入れ数量がそれぞれの上限に達した場合において、ウナギ稚魚の採捕を停止できるよう措置を講じられたい。

(2) 都道府県内養殖用種苗の供給に限定せずに採捕許可を行う場合

採捕数量については、養殖用種苗の需給見込み量を勘案する一方で、近年のウナギ種苗の不漁を踏まえ、ウナギ資源の管理・保護に必要な河川遡上量の確保の観点から再点検し、採捕数量の上限を設定されたい。

また、国内全ての養鰻業者の池入れ数量が上限に達した場合に、ウナギ稚魚の採捕を停止できるよう措置を講じられたい。

### 3 流通の透明化について

ウナギの適切な資源管理を検討するためには、採捕から池入れまでの流通の状況を正しく把握していくことが必要である。このため、採捕業者及び養鰻業者によって構成される協議会等の組織化によって、ウナギ種苗の流通経路を明確にするとともに、採捕量と出荷先毎の出荷数量についての定期的な報告を採捕者に義務づけるよう措置を講じられたい。また、貴都道府県において、採捕した種苗の出荷先をあらかじめ決めている場合には、当該出荷先に出荷することを義務づけるよう措置を講じられたい。

### 4 採捕に関する指導・取締りについて

ウナギ種苗の採捕に関する指導・取締りについては、ウナギ種苗の不漁、価格高騰等を背景に、無許可でウナギ種苗を採捕する事件が後を絶たないため、関係取締機関と緊密な連携を図り、取締りの徹底を期するとともに、ウナギ種苗の採捕・流通・輸出等について、貴都道府県において不透明な部分がないよう十分把握願いたい。

なお、一尾13グラム以下のウナギ稚魚については、輸出貿易管理令（昭和24年政令第378号）に基づき、平成26年12月1日から平成27年4月30日までの間輸出できないので、十分留意願いたい。

### 5 水産庁への情報提供について

今後のウナギ資源の管理・保護、養殖用種苗の需給の安定等を図るため、ウナギ種苗の採捕及び指導・取締りの状況を把握する必要があるため、関係団体の協力を得て取りまとめの上、別紙様式1及び別紙様式2により水産庁増殖推進部栽培養殖課長宛て提出願いたい。

ウナギ種苗の採捕数量については、全国の動向を随時把握し、集計値を関係都道府県に情報提供することとしており、今後のウナギ資源の適切な管理・保護のために重要な情報であるため、正確な把握に努めるとともに、随時の情報提供についてよろしく願います。

別紙様式 1

都道府県名

ウナギ種苗の特別採捕許可等に関する報告（採捕許可後から一月以内に提出願います）

1. 採捕許可状況

(1) 採捕期間 : 平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで

(2) 採捕数量等

区 分		許可件数 (件)	採捕従事者 数 (人)	採捕許可重 量 総計 (kg)	1許可1人当 たり採捕数量(k g)
養鰻業者	組 合				
	個 人				
漁 協	内 水 面				
	海 面				
	個 人				
採捕業者	組 合				
	個 人				
そ の 他					
計					

(3) 採捕数量の決定の根拠  
(具体的に記入願います。)

2. 採捕許可方針

(貴都道府県における平成26年度採捕許可方針の写しを添付願います)

3. 平成26年度のウナギ種苗の需給に関する指導方針等

- (1) 貴都道府県におけるウナギ種苗の需給の安定を図るための指導方針の写しを添付してください。
- (2) 協議会等の開催回数、期日、内容等の予定を記入してください。

4. 平成26年度の指導・取締り方針等

- (1) 貴都道府県におけるウナギ種苗の採捕に関する指導・取締り方針等の写しを添付してください。
- (2) 指導・取締り体制並びに実施計画の回数、期日及び地域等の予定を記入してください。

5. 貴都道府県の担当部署及び担当者名と連絡先

担当部署

担当者名

TEL:

FAX:

## 別紙様式 2

ウナギ種苗の採捕数量に関する速報（平成〇年〇月〇〇日現在）

都道府県名

## 1. 採捕数量

時 期	旬 計	累 積
1 1 月上旬		
中 旬		
下 旬		
1 2 月上旬		
中 旬		
下 旬		
1 月 月上旬		
中 旬		
下 旬		
2 月 月上旬		
中 旬		
下 旬		
3 月 月上旬		
中 旬		
下 旬		
4 月 月上旬		
中 旬		
下 旬		
5 月 月上旬		
中 旬		

注：

- ① 報告は、旬ごとに集計したうえで翌月の末日までにFAXにて提出願います。なお、報告に際し公印等は不要です（例えば、12月上旬、中旬、下旬の数値等については翌月の1月末日にまとめて提出）。旬ごとに提出していただく必要はありません。）
- ② 採捕数量の報告から増殖用（放流用）は除くよう願います（ただし、分離が困難な場合はこの限りではありません。）
- ③ 報告済みの数値等を修正する場合は、次回報告の際に正しい数値等に修正して報告願います（最新の報告内容としていただければ、修正箇所の見え消し等は不要です。）

## 2. 種苗の出荷先

採捕者	採捕量	出荷先	出荷数量
	kg		kg

注：採捕者毎に、採捕量と出荷先毎の出荷数量を報告願います。漁期中の数量をとりまとめの上、5月末日までにFAXにて提出願います。



(別紙 2)

### 第五種共同漁業権対象魚種としてのウナギの増殖について

第五種共同漁業権の免許を受けた漁業協同組合（以下「漁業権者」という。）は、漁業法第 127 条の規定により増殖を行う必要があり、ウナギを漁業権対象魚種としている漁業権者の多くは、これまで養鰻業者等からウナギを調達してこれを放流することでこの増殖義務を果たしている。

一方で、近年のニホンウナギの稚魚の不漁に伴い、池入れ種苗の不足を補うため、東南アジアに生息するビカーラ種やアメリカに生息するロストラータ種等、ニホンウナギ以外のウナギ（以下「異種ウナギ」という。）の稚魚を輸入して養殖する動きが見られており、増殖義務を果たすためにこれら異種ウナギを調達・放流する可能性が生じている。しかしながら、これまでニホンウナギを対象としていることが前提となっている漁業権については、異種ウナギを放流しても増殖義務を果たしていると言えず、またこのような異種ウナギが放流された場合、寄生虫や病原菌が持ち込まれたり、生息場所や餌の競合からニホンウナギの生息が脅かされたりする危険性がある。

このため、各漁業権者が放流によって増殖義務を果たすために養鰻業者等からウナギを調達する際には、異種ウナギが混入していないことを十分に確認し、異種ウナギが放流されることのないよう、関係者への指導をお願いする。

なお、ニホンウナギの漁獲量が長期的に低水準にあることを踏まえ、例えば、堰堤等により移動が妨げられている滞留魚の汲み上げ放流や汲み下ろし放流を行う等、従来の手法に囚われることなく、これまで以上に増殖行為の多様化・効率化に取り組まれるよう漁業権者を指導・助言いただきたい。